


所管部課	子ども生活部青少年課	部長	榎本 豊	
件名	東大和市民間学童保育所施設整備費補助金交付要綱について			
		区分	1 審議事項	○
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則（昭和42年規則第6号）		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>市以外の者（社会福祉法人等）が児童福祉の増進を図ることを目的とし、市内に新たに民間学童クラブを開設する場合、既存施設の改修費用などの経費の一部を補助するために、東大和市民間学童保育所施設整備費補助金交付要綱を制定する。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①補助対象者 市以外の者（社会福祉法人等）</p> <p>②補助対象経費 ア 既存施設の改修費用（工事事務費を含む） イ 既存施設設備の設置費、修繕費及び備品購入費、</p> <p>③補助金の交付額 補助基準額（1事業当り12,000,000円）と補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日</p> <p>(3) 影響及び効果 市以外の者（社会福祉法人等）が学童保育所を整備することにより、市立学童保育の入所待機児童の解消の一助となることことができる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成29年3月21日 平成29年度東大和市一般会計予算議決</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。